

米国オハイオ州、ニューヨーク州及びサウスダコタ州からの家きん及び  
家きん肉等の輸入停止措置の解除について

平成24年8月31日

平成23年11月に米国オハイオ州において、平成24年1月に米国ニューヨーク州において、また、平成24年2月に米国サウスダコタ州において、低病原性鳥インフルエンザが確認（サウスダコタ州については、抗体陽性事例の確認）されたことから、これらの州からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止していたところで

す。  
今般、上記3州における本病の清浄性が確認されたことから、本日、当該輸入停止措置が解除されました。

24 消安第 2855 号  
平成 24 年 8 月 31 日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

米国オハイオ州、ニューヨーク州及びサウスダコタ州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

米国オハイオ州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置については平成 23 年 11 月 22 日付け 23 消安第 4372 号消費・安全局長通知により、同国ニューヨーク州からの輸入停止措置については平成 24 年 1 月 25 日付け 23 消安第 5365 号消費・安全局長通知により、同国サウスダコタ州からの輸入停止措置については平成 24 年 2 月 9 日付け 23 消安第 5614 号消費・安全局長通知により、それぞれお知らせしているところである。

今般、米国家畜衛生当局から提供された情報により、上記 3 州における低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

#### 記

#### 1 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 本日以降に検疫を開始する家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類）及び本日以降にふ化したその初生ひな
- (2) 本日以降にと殺された家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 本日以降に採卵された家きんの卵

#### 2 羽毛について、低病原性鳥インフルエンザの国内への侵入防止観点からの輸入検査時における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となるので、留意されたい。